

令和9（2027）年分 農業用軽油免税証の交付について

軽油引取税免税証（農業用）の申請受付及び交付を行います。
交付を希望される方は必要書類等を持参の上、下記の受付日に会場にご来場ください。

※お住まいの地区の受付日での来場が困難な場合は、他の地区（他市でも可）の受付日にご来場ください。

【△注意】R9年から、会場・日時に一部変更があります。ご注意ください。

地 区 ※	受 付 日	受付時間	受付会場
日光市	今市地区 落合地区	令和9年1月5日（火）	日光市、鹿沼市ともに会場が上都賀庁舎となります。 （日光市役所での交付は行いません。） ご来場の際はご注意ください。
	塩野室地区 日光地域	令和9年1月6日（水）	
	大沢地区	令和9年1月7日（木）	
	豊岡地区 藤原地域 足尾地域 栗山地域	令和9年1月8日（金）	
		＜午前の部＞ 9：00～ 11：00	
鹿沼市	鹿沼・東大芦 西大芦・栗野 粕尾・永野 清洲	令和9年1月12日（火）	上都賀庁舎 5階 （鹿沼市今宮町1664-1） 大会議室 1・2
	北押原 南押原	令和9年1月13日（水）	
	菊沢・板荷 加蘇・南摩	令和9年1月14日（木）	
	北犬飼 東部台	令和9年1月15日（金）	
		＜午後の部＞ 13：30～ 15：30	
	予備日	令和9年1月18日（月） 令和9年1月19日（火）	

申請区分	継続申請	更新申請（※）	新規申請
申請に必要なもの	免税軽油使用者証	○	
	免税軽油の引取り等に係る報告書	○	
	免税軽油を購入した納品書等（写し可）	○	
	手数料（420円）※キャッシュレス決済	—	
	「耕作証明書」（農業委員会発行）	○ 〔耕作面積や内容に変更があり、免税証の数量変更を希望する場合〕	○
	機械のメーカー・型式・馬力などが分かるカタログやメモ等	○ 〔機械の追加・変更がある場合〕	○
	【受委託農作業がある場合】 「農作業受委託証明書」（農業委員会発行）	○ 〔契約内容に変更があり、免税証の数量変更を希望する場合〕	○

（※）使用者証の有効期限が令和9年12月30日以前の方

◆注意事項

- ・耕作面積の増加（減少）が各証明書で確認できない場合は、計算を行うことができません。
- ・耕作面積の増加などで数量が増える場合、増加分の免税証は後日交付となります。
- ・上記受付日以外の交付申請では、即日交付できません。やむを得ない事情により、上記受付日に申請が難しい場合は、県税事務所に事前連絡の上、手続きをお願いします。

お問合せ先 鹿沼県税事務所 電話：0289-62-6202（課税課）